

西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱

令和7年4月28日
西予市告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域資源の促進及び市内の産業の活性化を図るため、市特産品の開発に取り組む者が開発等に要した費用に対し、西予市特産品開発支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業所有適格法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。
- (3) ふるさと納税返礼品 平成31年総務省告示第179号第5条に定めるふるさと納税に係る返礼品等の基準を満たすものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西予市内に住所又は活動の拠点を有する個人・グループ及び法人
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 本事業により完成した商品を西予市ふるさと納税返礼品として登録する見込みのある者
- (4) 代表者又は役員が西予市暴力団排除条例(平成23年西予市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が新たに行うふるさと納税返礼品として提供可能な特産品開発に係る事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、西予市特産品開発支援事業補助金計画書(様式第1号。以下「補助金計画書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 補助対象経費の額を証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金計画書の提出があったときは、その内容を審査し、補助の対象となる事業であると認めたときは、西予市特産品開発支援事業補助金計画承認書(様式第4号)により、申請者に対し通知するものとする。

(計画変更)

第7条 補助申請者が、前条第2項の通知を受けた後において、その計画を変更(廃止及び中止を含む。)する場合は、直ちに市長に西予市特産品開発支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、承認の可否を決定し、西予市特産品開発支援事業補助金変更承認書(様式第6号)により、補助申請者に対し通知するものとする。

(計画承認の取消し)

第8条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。

(2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認められるとき。

(補助金の交付申請)

第9条 補助申請者は、補助対象事業が完了したときは、西予市特産品開発支援事業補助金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 経費の支払い等を証する書類の写し

(4) 補助対象事業の実施を証する書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、西予市特産品開発支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式10号)により補助申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条による通知を受けた補助申請者は、西予市特産品開発支援事業補助金請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の制限)

第12条 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一の年度において1回限りとする。

2 補助金の交付申請を行うことができる補助対象事業は、当該年度内に完了する事業に限るものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助申請者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定をしたときは、その理由を付して通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和7年4月28日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費		補助金の額	
		補助率	限度額
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な物品の購入費等	3分の2 以内	50万円
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費等		
委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託費、試作品外注加工費等		
手数料	各種許認可等の取得に係る費用		
材料費	試作に使用する原材料費等		
賃借料	機器リース等		
機器等購入費	新商品の開発等に必要と認められる機材等の購入費		

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
団体名
代表者の氏名

西予市特産品開発支援事業補助金計画書

年度西予市特産品開発支援事業補助金について、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり計画書を提出します。

なお、本申請の審査に関し、市税の納付状況について、税務資料を閲覧及び必要事項を調査することに同意し、要綱第3条第3号から第5号に該当しないことを誓約します。

記

(添付書類)

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費の額を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

実施計画書

事業名称(特産品名称)	
事業計画の詳細	※実施内容、実施スケジュール等

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額	備考
計		

※支出区分は要綱別表の経費毎に記載すること。

様式第4号(第6条関係)

番 号
年 月 日

住所

団体名

代表者の氏名 様

西予市長

西予市特産品開発支援事業補助金計画承認書

年 月 日付けで計画書の提出があった件について、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、補助対象事業として承認します。

- 1 事業の名称(特産品名称)
- 2 条件 西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第8条のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

(注)計画変更する場合は、西予市特産品開発支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を提出すること。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
団体名
代表者の氏名

西予市特産品開発支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで承認を受けた西予市特産品開発支援事業補助金計画書の計画変更(廃止又は中止)を次の通り申請します。

1 計画変更の内容

項目	当初計画	変更計画

2 計画変更の理由

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所

団体名

代表者の氏名 様

西予市長

西予市特産品開発支援事業補助金変更承認書

年 月 日付けで計画書の変更申請があった件について、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、補助対象事業として変更承認します。

- 1 事業の名称(特産品名称)
- 2 条件 西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第8条のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
団体名
代表者の氏名

西予市特産品開発支援事業補助金交付申請書

西予市特産品開発支援事業補助金の交付を受けたいので、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

- 1 事業の名称(特産品名称)
- 2 総事業費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1)実績報告書(様式第8号)
 - (2)収支決算書(様式第9号)
 - (3)経費の支払い等を証する書類の写し
 - (4)補助対象事業の実施を証する書類

様式第8号(第9条関係)

実績報告書

事業名称(特産品名称)	
事業成果の詳細	※実施内容、実施過程(スケジュール)等 ふるさと納税返礼品登録(見込)日

様式第9号(第9条関係)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部

区 分	金額	備考
計		

※支出区分は要綱別表の経費毎に記載すること。

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住所

団体名

代表者の氏名 様

西予市長

西予市特産品開発支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請があった補助金について、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり通知いたします。

- 1 事業の名称(特産品名称)
- 2 補助金交付決定及び確定額 円

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
団体名
代表者の氏名

西予市特産品開発支援事業補助金請求書

年 月 日付け 号で交付決定兼額の確定通知のあった補助金について、西予市特産品開発支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき請求いたします。

1 補助金請求額 円

(振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義	(フリガナ)